「ヤッピー」は山形労働局のイメージキャラクターです。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 山形労働局 －YAMAGATA LABOUR BUREAU－



報 道 発 表 資 料

令和８年 11 月 24 日（火）

【照会先】
山形労働局労働基準部賃金室
賃 金 室 長　木村　勝則
賃金指導官　長谷川　美幸
電話 023 - 624 - 8224

報道関係者各位

山形県特定（産業別）最低賃金を引上げ
－１月１日から効力発生－

山形労働局長（局長：島田博和（しまだひろかず））は、山形県最低賃金（時間額１，０９２円）を上回る額で設定される２つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、山形地方最低賃金審議会（会長：本間佳子（ほんまよしこ））の答申を受けて改正に伴う諸手続を行い、11 月 24 日付けの官報に公示しました。

これにより、令和９年１月１日から、山形県内の２つの産業で事業を営む使用者（約 450 事業場）及びその産業の労働者（約 22,750 人）に、改正後の山形県特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添参照）

なお、本年 10 月 30 日の山形県最低賃金の改正により、改正前の「山形県特定（産業別）最低賃金」が改正後の「山形県最低賃金」を下回るため、本年 10 月 30 日以降、以下のとおりとなりますのでご留意ください。

○　改正ありの山形県特定（産業別）最低賃金

「電気機械器具等製造業（略称）」及び**「自動車・同附属品製造業」**

令和８年 10 月 30 日～令和８年 12 月 31 日：山形県最低賃金（時間額１，０９２円）

令和９年１月１日以降（改定後）：別添参照

○　改正なしの山形県特定（産業別）最低賃金

「一般産業用機械・装置等製造業（略称）」及び**「自動車整備業」**

令和８年 10 月 30 日以降：山形県最低賃金（時間額１，０９２円）